

判決年月日	平成24年10月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年(ネ)第10008号		
○ CM原版の著作者、著作権者について判断した事例。			

(関連条文) 著作権法29条1項

(関連する権利番号等)

判 決 要 旨

本件は、原告が、家電量販店の新店舗告知のCMの原版（本件ケースCM原版）を制作したことにより、本件ケースCM原版の著作権を取得したと主張して、被告アドックが本件ケースCM原版を使用して新たなCM原版を制作した行為等が、原告の有する著作権（複製権）を侵害するとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めらるなどする事案である。

原審は、まず、本件ケースCM原版を映画の著作物であるとして、その著作者を、著作権法16条により、B（被告アドックの関係者）であると認定した。そして、その著作権者については、著作権法29条1項により、広告主又は広告代理店となり、制作に部分的に関与したにすぎない原告ではないとして、原告の請求を棄却した。

本判決は、概要、原審と同様の認定判断をして控訴人の控訴を棄却したが、以下のとおりの説示をしている。

(1) 本件ケースCM原版が映画の著作物である以上（当事者間に争いはない。）、その製作目的が、商品の販売促進等であることを理由として、著作権法29条1項の適用が排除されることはない。

(2) 著作権法29条1項は、映画の著作物に関しては、映画製作者が自己のリスクの下に多大の製作費を投資する例が多いこと、多数の著作者全てに著作権行使を認めると、映画の著作物の円滑な利用が妨げられることなどの点を考慮して、立法されたものである。

本件ケースCM原版についてみると、広告主は、原告及び被告アドックに対し、約3000万円の制作費を支払っているのみならず、別途多額の出演料等も支払っていること、同広告映像により、期待した広告効果を得られるか否かについてのリスクは、専ら、製作者たる広告主において負担しており、広告主において、著作物の円滑な利用を確保する必要性は高いと考えられること等を総合考慮するならば、本件CM原版について著作権法29条1項の適用が排除される合理的な理由は存在しない。